

金剛ふるさとバス利用促進検討分科会設置規程

(設置)

第1条 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施主体となる金剛ふるさとバスの利用促進について検討を行うため、金剛ふるさとバス利用促進検討分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を協議会の会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

- (1) 金剛ふるさとバスの利用促進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 分科会は、委員20名以内により組織する。

- 2 前項の委員は、協議会規約第8条第2項に規定する者のうちから、会長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(分科会長)

第5条 分科会に分科会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会事務局において所管する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 分科会の設置後、最初に委嘱又は任命される委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる分科会の招集は、会長が行う。